

議案第 4 0 号

三豊市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

三豊市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、三豊市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（次項において「本部職員」という）を置くことができる。

5 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うために、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(対策班)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に対策班を置くことができる。

2 対策班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 対策班に対策班長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 対策班長は、対策班の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 4 1 号

三豊市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について

三豊市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始